**特定個人情報に関する安全管理措置特記事項**

（秘密保持義務）

1. 受注者は、特定個人情報の機密を保持し、第三者への提供、開示、漏えい等をしてはならない。

（再委託）

1. 受注者は、原契約で認められる範囲において、発注者に書面による承諾を得て、原契約による業務の全部又は一部を第三者に再委託をすることができる。ただし、この場合受注者は、再委託先において特定個人情報の安全管理措置が適切に講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。

（目的外利用の禁止）

1. 受注者は、特定個人情報を原契約の範囲でのみ利用し、その他の目的に利用してはならないものとする。

（複写又は複製の禁止）

第４条　受注者は、発注者の承諾があるときを除き、原契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（持出しの禁止）

第５条　受注者は、提供された特定個人情報を事業所内から持ち出しをしてはならない。ただし、受注者が発注者に返却する場合は、必要な措置を講じたうえ、持ち出しするものとする。

（管理及び廃棄）

第６条　受注者は、特定個人情報を厳重に管理、保管し、契約終了後においては、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（調査）

第７条　発注者は、受注者が原契約による事務の執行に関して取り扱っている特定個人情報の状況について、実地調査することができる。

（漏えい等に対する責任）

第８条　受注者は、特定個人情報に関する漏えい事案等が発生した場合又は発生する恐れがある場合には、直ちに事案等の経緯・被害状況等を調査し、発注者に報告しなければならない。

（遵守状況の報告）

第９条　受注者は、特定個人情報の安全管理措置についての遵守状況の報告を求められた場合は、発注者の指示に従い報告を行わなければならない。

（事務取扱担当者の選任）

第10条　受注者は、特定個人情報を取扱う事務に従事する者を選任するものとする。また、その報告を求められた場合は、発注者の指示に従い報告を行わなければならない。

（事務取扱担当者の教育）

第11条　受注者は、特定個人情報を取扱う事務に従事する者に対して、管理監督及び情報セキュリティに関し、必要な事項の教育及び訓練を行わなければならない。